

コロナを乗り越えよう

事業主を支援します

# 青森働き方改革推進支援センター の利用をお待ちしています

## 職場でこんな悩みはありませんか？

同一労働同一賃金は  
何をすれば

コロナ禍で利用できる  
助成金はないか

採用しても  
すぐ辞めてしまう



どっしりたがらうららうらうら...

どこに相談すれば...



有給休暇  
5日以上が付与

時間外労働の  
計算方法

パートへの  
賞与

## そのお悩み専門家に相談しませんか (社会保険労務士が) 担当いたします

### 相談コーナー

労務管理の専門家である社会保険労務士が相談コーナーや電話・Zoomによる相談をお受けします。

### 出張相談会支援

青森県内各地で開催する相談会で相談をお受けします。

### 個別訪問支援

課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスをさせていただきます。

### セミナー開催支援 (事業主団体)

事業主団体会員を対象としたセミナーへ専門家を講師として派遣いたします。



無料でご利用  
いただけます

## 働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

相談・個別訪問支援・出張相談会支援・セミナー開催支援はすべて **無料** でご利用いただけます。お気軽にご利用ください。



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「パゆうちゃん」

## 青森働き方改革推進支援センター

- 相談コーナー 青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館
- 電話 0800-800-1830 (フリーダイヤル) ■ Fax 017-718-8846
- メール hatarakikata@sr-aomori.info
- 受付時間 平日9:00~17:00 (土・日・祝日・12月29日~1月3日除く)



ホームページ



twitter



Facebook



# 働き方改革に取り組む事業主を支援します

まずは、青森働き方改革推進支援センターにお電話をください。

## 【訪問支援実施の流れ】

- ① 労務管理の専門家（社会保険労務士）が対応して、課題を確認させていただきます。
- ② 課題解決のために専門家を派遣いたします。（個別訪問支援、セミナー講師、相談対応）
- ③ 担当する専門家は、3回まで事業場に訪問して課題解決に向けてお手伝いをさせていただきます。

この取組は厚生労働省から委託をうけたもので、**無料**で利用できます。

問合せ先 ☎ **0800-800-1830**

電話相談を平日9時から17時まで受付していますが、受付時間外または相談予約については下記相談申込書によりFAXにてご送付ください。こちらからお電話をさせていただきます。



パートタイム・  
有期雇用労働法  
キャラクター  
「ハゆうちゃん」

## 訪問支援を利用いただく事業場をお願いしたいこと

この取組の利用にあたり、訪問支援を行った場合に次の書類作成をお願いしています。

○「令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」【厚生労働省委託】  
・「満足度調査票」（A4サイズ1ページ）及び「支援証明書」（A4サイズ1ページ）

作成いただいた書類を委託者に提出しますので、ご理解とご協力をお願いします。

（送信先）

青森働き方改革推進支援センター 行き

FAX **017-718-8846**

## 相談申込書

「令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」

会社名		労働者数	
住所		電話番号 FAX番号	TEL FAX
担当者名		メールアドレス	
相談内容	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇制度の運用 <input type="checkbox"/> 長時間労働の見直し <input type="checkbox"/> 助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金の運用 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 36協定の届出 <input type="checkbox"/> 賃金制度の見直し <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し ）		
希望する支援	<input type="checkbox"/> 個別訪問支援を希望する <input type="checkbox"/> Zoomによる相談を希望する <input type="checkbox"/> セミナー講師を希望する（事業主団体） <input type="checkbox"/> 出張相談会を希望する（事業主団体）		
希望内容（希望事項・希望日がありましたらご記入ください）			



社会保険労務士は、社会保険労務士法に定められた国家資格です。事業場の労務管理に係る申請等について責任をもって処理し、事業場に代わって申請を行うほか、助成金の相談や申請手続を適切に行い企業の発展を支援しています。本委託事業の活用をご検討ください。